

確定版

板橋区産業融資 「経営安定化特別融資2024」

※本チラシは令和6年4月1日現在の情報です。
実施内容は予告なく変更になる場合がありますので、最新情報を区ホームページにてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症又は原油価格や物価高騰の影響で 資金繰りにお悩みの板橋区内の中小企業者様を支援する産業 融資制度です

本制度は板橋区が直接貸付するものではなく、お申込みを受けて板橋区が契約する取扱金融機関に融資を斡旋し、金融機関と信用保証協会の審査を経て融資が実行された際に、信用保証料及び利息を一定期間補助する制度です。

お申込みには板橋区指定様式「経営安定化特別融資2024申請にかかる事業計画書」の提出が必須となります。詳細については区ホームページをご確認ください。

金利負担なし
(全額利子補給)
※最初の4年間

信用保証料負担なし
(全額保証料補助)

■令和3年度、令和4年度、令和5年度に「経営安定化特別融資」をご利用された事業者様もお申込みいただけます。
(年度内に、**1企業1回限り**になります。)

■東京信用保証協会の**信用保証が必須**となります。(プロパー不可)

融資限度額	資金用途	融資期間	据置期間	金利	信用保証料
1,000万円 (1企業1回限り)	運転資金 設備資金	8年以内	2年以内	最初の4年間 本人負担なし	本人負担なし

※東京信用保証協会の保証付きの既存融資の借換可(区制度以外も可)
(**申込日時点で既存融資残高が申込金額を下回っている必要あり**)
ただし、令和3年度、令和4年度、令和5年度「経営安定化特別融資」からの借換は不可

※上限利率：長期プライムレート+0.2%以内
(責任共有対象外の場合は長期プライムレート以内)

ご利用いただける方

下記のすべての要件を満たし、かつ、新型コロナウイルス感染症又は原油価格や物価高騰の影響により、
売上減少等の業況悪化をきたし、資金繰りが必要となる区内中小企業者

- (1) 法人の場合、本店登記及び活動実態(本社機能)が区内にあること
個人事業主の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にあること
- (2) 1年以上同一事業を営んでいること
- (3) 申込日時点で納期が到来した個人住民税(および軽自動車税)もしくは法人住民税を完納していること
- (4) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (5) 許認可などの必要な業種を営んでいる場合は、その許認可を受けていること

受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年12月27日(金)まで

※令和7年3月31日までに融資実行が完了した分が対象となります

信用保証料の補助について

融資申請時にご提出いただいた「信用保証料補助金交付申請書兼請求書」に記載されている口座に融資実行後、1～2か月以内を目途に振り込みます。

信用保証料の返還について

繰上償還等を行った場合、東京信用保証協会から信用保証料が返戻される場合があります。板橋区から信用保証料補助を受け、東京信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、**区に信用保証料補助金を返還していただきます**。返還金が発生した場合は返還方法等について区よりご連絡させていただきます。

返還が行われない場合は、お支払いいただくまで板橋区の融資制度が利用できない場合があります。

申請方法

事前に金融機関にご相談の上、下記のすべての書類をそろえ、産業振興課窓口までご持参ください(金融機関代行申請可)(郵送不可)。

	法人	個人事業主		
1	【区指定様式】 板橋区経営安定化特別融資2024申込書			
2	【区指定様式】 信用保証料補助金交付申請書兼請求書			
3	【区指定様式】 経営安定化特別融資2024申請にかかる事業計画書 ※資金用途が車両の購入または所有物件の修繕(修繕物件に事業主等が居住しているなど、按分が必要な場合)に該当する場合は別紙の提出が必要			
4	【区指定様式】 板橋区経営安定化特別融資2024借換同意及び誓約書 ※東京信用保証協会付の既存融資を借り換える場合のみ必要			
5	法人税確定申告書及び決算書一式(全ページのコピー) ※直近2期分	税務署の受領印のあるもの ※電子申告の場合は受信通知等が必要		
6	法人都民税納税証明書(原本) ※領収書は不可	所得稅確定申告書及び決算書一式(全ページのコピー) ※直近2年分	税務署の受領印のあるもの ※電子申告の場合は受信通知等が必要	
		事業主の個人住民税納税証明書(原本)または領収書(コピー) ※1 ※2	令和5年度1年分及び令和6年度最新納期到来分まで	
7	法人実印の印鑑証明書(原本)	軽自動車税の納税証明書(原本)または領収書(コピー)	直近1年度分 ※事業主が軽自動車を保有している場合のみ	
		発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書(原本)	発行後3か月以内の最新のもの
8	履歴事項全部証明書(原本)	発行後3か月以内の最新のもの	-	-
9	許認可証・届出書等 ※必要な業種のみ (区内外問わずすべて)			
10	見積書または契約書など、資金使途が確認できる書類(コピー可) ※設備資金申込の場合のみ ①納品(工事)場所(板橋区内)の記載があること ※車両の場合は除く ②見積書の場合、有効期限内(または発行後1か月以内)であること ③原則として件名が「見積書」または「契約書」となっていること ※商談メモや提案書は不可 ④宛名が法人名または個人事業主名となっていること ※屋号のみは不可 ※支払い済および貸付実行前に支払いされる金額は融資対象外 ※車両の購入については、業務上必要があると認められる車種・仕様の車両のみ対象			

※1 非課税の場合は非課税証明書(原本)を提出してください。

※2 区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税(均等割)の納税証明書(原本)または領収書(コピー)を提出してください。

<問合せ>

板橋区役所 産業振興課

板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5F

03-3579-2172 (直通)